

事務連絡
令和3年1月15日

都道府県
各指定都市 自立支援医療担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自立支援医療費の支給認定の取扱いについて

日頃より、自立支援医療の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

自立支援医療費の支給認定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、治療の観点からは急を要さない診断書等の取得のみを目的とした受診を可能な限り回避するため、令和2年3月1日から令和3年2月末日までに受給者証の有効期間が満了する受給者を対象に、その有効期間を1年間延長する措置を実施する一方で、令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者については、公費負担医療の適正な給付を確保する必要があること等を踏まえ、通常の手続により行うこととしたところです。

今般、令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長が新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったこと等を踏まえ、支給認定の取扱いについては、下記のとおりとしますので、対象となる受給者や指定自立支援医療機関等の関係者への周知等をお願いします。

併せて、計画的な申請手続の呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続のための配慮を引き続きお願いします。

なお、各都道府県担当者におかれましては、管内市町村担当者に本事務連絡を周知していただくようお願いします。

記

1. 緊急事態宣言の対象となった地域における支給認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、新型コロナウイルス感染症の影響から、緊急事態宣言中、さらにはその解除以降においても、受給者

が医療機関を受診できず、通常の手続を円滑に行うことができないことも想定される。

このような理由により、受給者証の有効期間中に支給認定の申請ができない場合においては、当該申請が行われるまでの間は現行の支給認定を有効とみなして医療費助成の対象とする、又は診断書等を後日提出としたうえで申請を受け付けるなど、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

2. その他の地域における支給認定の取扱い

令和3年3月1日以降に受給者証の有効期間が満了する受給者の支給認定については、通常の手続により行うこととしているが、申請のために圏域を跨いで上記1の地域の医療機関を受診する必要がある場合には、上記1を参考に、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

令和2年4月30日付け省令改正における自立支援医療の申請等の取扱いについてのQ & A（令和2年6月2日追記）

Q 1. 今回の支給認定の有効期間の延長は、更生医療・育成医療・精神通院医療の全てにおいて対象となるか。また、延長の対象者について有効期間以外の条件（疾患の種類等）はあるか。

A 1. 今回の延長は更生医療・育成医療・精神通院医療の全てにおいて対象となります（有効期間を原則3ヶ月以内としている更生医療・育成医療についても、一律に1年間の延長とします。また、育成医療については、有効期間中に満18歳になる場合が考えられますが、同様に1年間の延長として差し支えありません）。**施行通知に「新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延の影響により、医師の診断書等を提出することが困難な場合には」と記載がありますが、これは特定の状況を想定しておらず、個々の患者ごとに判断を求めるものではありません。**したがって、延長の対象者については、有効期間以外の条件を設けておらず、令和2年3月1日から令和3年2月28日に有効期間が終了する全ての受給者が対象と考えて差し支えありません。

Q 2. 新規の申請や変更の申請についてはどのように取り扱うか。

A 2. 新規や変更については通常どおり申請していただくこととなります。ただし、申請書類の提出については郵送で対応していただく等、受給者が申請のための外出を回避することが出来るように努めていただくようお願いいたします。

Q 3. 有効期間を延長するにあたり、対象者が何らかの手続きをとる必要があるか。

A 3. 対象者の手続きは不要です。自治体及び医療機関においては、対象の受給者証の有効期間を読み替える形でのご対応をお願いいたします。

Q 4. 施行通知第3留意事項（1）に「受給者証等については、現在受給者が使用している受給者証等を引き続き使用することとする」とあるが、医療機関等の混乱を避けるため、延長後の有効期間を記載した受給者証を新たに発行することは差し支えないか。

A 4. 差し支えありませんが、対象者が治療のために医療機関を受診した際に混乱を来すことのないよう、管内の医療機関に対し、今回の改正を受けた受給者証の取扱いについて十分に周知をお願いいたします。

Q 5. 精神通院医療においては、診断書の提出は2年に一度で足りるとしているところ、本来当該期間内に予定されていた再認定の申請時に、診断書が必要であった受給者、不要であった受給者それぞれの診断書の提出についてはどのように取り扱うか。

A 5. 診断書が必要であった受給者、不要であった受給者ともに本来の診断書の提出から1年遅らせるという考え方でご対応をお願いいたします(別紙(1)参照)。

(例) 令和2年3月31日に期限が満了する受給者について、同年4月1日以降の再認定の申請を予定していた場合

- ・ 本来診断書の提出が必要であった受給者→令和3年4月1日～の申請時(次回)に提出
- ・ 本来診断書の提出が不要であった受給者→令和4年4月1日～の申請時(次々回)に提出(次回の申請時の提出は不要)

Q 6. 対象者で既に再認定に係る診断書や申請書類を提出している場合、支給認定をどのように行うか。また、既に申請書等を提出し、審査の結果認定を行わないとした対象者についても延長の対象とする必要があるか。

A 6. 各自治体の判断により、受給者証の有効期限が延長されている旨ご連絡する、延長後の有効期限を記載した受給者証を新たに発行するなど、適宜対象者に配慮したご対応をお願いいたします。また、既に申請があり、審査の結果認定を行わないとした対象者については、積極的にその決定を改める必要はないと考えます。ただし、今回の延長は省令で定めた措置であることや、申請をせず延長となっている対象者との公平性の観点から、ご本人から延長としてほしい旨要望があった場合などは、それを拒むことは適切ではないものと考えます。

Q 7. 延長になった期間の所得区分はどのように取り扱うか。

A 7. 所得区分に関して変更の申請等があった場合は、施行通知第3留意事項(2)に記載のとおりにご対応をお願いいたします。

Q 8. 精神障害者保健福祉手帳との同時申請についてはどのように取り扱うか。

A 8. 手帳については、今回の特例により、申請は通常どおり行い、診断書については1年間その提出を猶予することとしているため、診断書の提出が1度で済むように、適宜柔軟にご対応いただくことも差し支えありません。

(例) 自立支援医療、手帳の更新期限がともに令和2年3月31日であり、同時申請を希望する者の場合

手帳：更新期限までに申請書を提出。有効期限は令和4年3月31日。診断書の提出期限は令和3年3月31日。

自立：更新期限は令和3年3月31日まで延長とし、延長後の申請時には、診断書は手帳更新時のもの（令和3年3月31日までに提出する診断書）と同一で可。その後、手帳の次回更新時（令和4年3月31日まで）に診断書と共に自立支援医療の申請書を提出し、それ以降は通常どおり、2年に1度、手帳更新時に提出する診断書をもって自立支援医療の診断書とする（別紙（2）対応例1）。また、手帳と自立支援医療の申請書を同時に提出（例：令和2年3月31日）し、その後診断書を猶予期間内（例：令和3年3月31日まで）に提出した場合は、申請と同時に提出があったものとし、自立支援医療の判定に使用することも差し支えない（別紙（2）対応例2）。

※提出期限については便宜的に設定したものです。実際の運用については、各自治体にお任せします。

Q9. 経過的特例の対象者についてはどのように取り扱うか。

A9. 経過的特例の対象者についても延長の対象としますが、経過的特例の令和3年3月31日以降の取扱いについては現時点では未定であるため、1年間延長した有効期限の終期が令和3年3月31日を超える対象者の取扱いについては、令和元年12月26日付け事務連絡「自立支援医療の経過的特例に係る支給認定の取扱いについて」のとおりとしてください。

※このQ&Aは便宜的に作成したものであり、今後追加や変更もあり得ることに御留意ください。